

令和元年度（2019年度） クリーニング師試験の案内

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定によりクリーニング師試験を次のとおり行います。

1 試験の日時

- (1) 学説試験及び技能試験の筆記試験は、令和元年（2019年）10月15日（火）午前10時から始まりますが、試験に当たっての説明等を事前に行いますので、15分前までにお集まりください。
- (2) 技能試験の実技試験は、同じ日の午後に行います。
待ち時間を短くするため、受験者を複数のグループに分けて実施します。
試験開始時刻等については、試験通知書により別に通知します。

2 試験の場所等

学説試験及び技能試験
北海道庁別館地下1階大会議室
札幌市中央区北3条西7丁目

3 試験科目

- (1) 学説試験（筆記試験）
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 技能試験
 - ア 洗濯物の処理に関する技能（筆記試験）
 - イ ワイシャツのアイロン仕上げ（試験時間5分間）
 - ウ 繊維の実物鑑別

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）
附則第2項に規定する者

5 受験願書受付・提出先

受験願書の受付は、令和元年（2019年）7月18日（木）から同年8月19日（月）までです。

なお、郵送の場合は、8月19日の通信日付印があるものまでが有効です。

提出先は、次のとおりです。

- ア 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に住所がある方は、その市の保健所
- イ アを除く道内に住所がある方は、最寄りの各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室、各地域保健室又は地域保健支所
- ウ 道外に住所がある方は、郵便番号060-8588 北海道保健福祉部健康安全局食品
衛生課あて送付（住所の記載は不要）

6 受験手数料

受験手数料は、10,500円です。これに相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼り付け、印章又は署名により鮮明に消印してください。

（裏面に続きます）

7 添付書類

受験願書には、次の書類を添付してください。

- (1) 履歴書
- (2) 写真（出願前6月以内に脱帽して上半身を撮影した縦6cm×横4cmのサイズとし、その裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 受験資格を証する書類（中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短大を含む）のいずれかの卒業証明書又は受付機関の原本証明のある卒業証書の写し）
郵送により申し込む方で、卒業証書の写しを提出書類とする方は、卒業証書（原本）のほか、返信用封筒（卒業証書返送用・切手貼付）も併せて送付してください。
なお、受験資格を証する書類と現在の氏名が異なる方は、戸籍謄本又は抄本1通を添付してください。

8 合格発表の日時及び場所等

- (1) 日 時
令和元年（2019年）11月15日（金）午前10時
- (2) 場 所
合格者の受験番号を北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課並びに各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室、各地域保健室及び各保健所設置市保健所に掲示するとともに、食品衛生課のホームページでも掲示します。
合格発表後、合否にかかわらず受験者全員に試験結果通知書を送付します。

9 その他

- (1) 受験願書の受付後は、提出書類及び受験手数料の返還は行いません。
- (2) 試験当日受験者が準備する携行品は、筆記用具及び試験通知書です。携帯電話等は電源を切りカバン等にしまってください。
なお、10月5日（土）までに試験通知書が到着しない場合は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話011-231-4111 内線25-907）にお問い合わせください。
- (3) 試験結果については、北海道個人情報保護条例第27条の規定に基づき、本人又は法定代理人に限り各科目別の得点を口頭により開示請求することができます。
ア 開示請求できる期間
合格発表の日から1か月間です。
イ 開示請求できる場所
① 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
② 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び各地域保健室
ウ 開示の方法
閲覧のみです。
エ 開示請求に必要な書類
① 受験者本人の場合
運転免許証、健康保険被保険者証、旅券など本人を確認できるもの
② 法定代理人の場合
法定代理人に係る①の書類及び戸籍謄本等その資格を証明する書類

10 試験に関する問い合わせ先

- (1) 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の各保健所
- (2) 最寄りの各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び各地域保健室
- (3) 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ
（電話番号 011-231-4111 内線25-907）